

宝塚市指定管理者選定要領

令和4年（2022年）4月

宝塚市

この要領は、宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成27年条例第3号）に基づき設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、指定管理者の候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 委員の構成

- (1) 委員の定数は、7人以内とし、次に掲げる者で構成する。
- ア 知識経験者
 - イ 市内の公共的団体の代表者その他市長が適当と認める者
 - ウ 公募による市民
- (2) 応募者及び応募が見込まれる者（以下「応募者等」という。）と利害関係を有すると認められる委員は審査に参加できないものとする。

○利害関係を有する者の定義について（例）

- ① 応募者等に現在所属し、又は直近3年間において所属しており、かつ、その応募者等の経営又は運営に現在直接関与し、又は直近3年間において直接関与していた者
- ② 応募者等の役員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、父母、祖父母、子、孫若しくは兄弟姉妹又は同居人である者
- ③ 応募者等が提案する業務の中で、役割分担又は共同作業を行うこととなっている団体に現在所属し、又は直近3年間において所属しており、かつ、その団体の経営又は運営に現在直接関与し、又は直近3年間において直接関与していた者
- ④ 応募者等に債権又は債務のある者
- ⑤ その他利害関係を有すると判断した者

- (3) 市長は、委員の委嘱に際して、選定の公正性及び公平性の確保、応募者等の秘密保持並びに個人情報保護のため、委員に対し次に掲げる事項を遵守するよう要請しなければならない。
- ア 選定に関して公表されていない全ての事実を選定委員会関係者以外に漏らしてはならないこと。
 - イ 指定管理者の候補者が決定するまでの間に、選定委員会の会議以外において、応募者等に接触してはならないこと。
 - ウ 指定管理者の候補者が決定するまでの間に、選定委員会の会議以外において、選定に関して応募者等から委員に対し接触があった場合は、直ちに選定委員会及び市に対して報告すること。
- (4) 委員が前号ア若しくはイに掲げる事項に反した場合又は前号ウの報告により選定の公正性及び公平性を損なうと認められる場合は、委員は審査に参加できないものとする。

- (5) 第2号又は前号による委員の審査の不参加は、選定委員会の会議に諮ってこれを決定しなければならない。この場合において、当該委員がその後の審査に参加できないことで選定委員会の運営に著しく支障をきたすと委員長が判断したときは、委員長は、その旨を市長に報告することができる。
- (6) 市長は、前号による報告を受けたときは、委員への辞任勧奨、委員の解嘱、新たな委員の補充その他の選定委員会の適切な運営に必要と認める措置を講じることができる。

2 選定委員会の会議の運営方法

- (1) 選定委員会に、委員の互選により委員長を置く。委員長は選定委員会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。また、委員長は職務代理者を指名する。職務代理者は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。
- (2) 選定委員会は、3回程度の開催とする。
- (3) 初回の選定委員会では、募集要項、業務仕様書、審査基準及びプレゼンテーションの有無等の決定を行うものとする。2回目以降の選定委員会では、委員と応募者等の利害関係の有無、応募資格の有無、事業計画等の提案内容の審査及び候補者の選定を行うものとする。
- (4) 選定委員会の会議は、選定の公正性及び公平性の確保、応募者等の秘密保持並びに個人情報保護のため非公開とする。
- (5) 選定委員会は、選定終了後、答申するものとする。

3 選定の方法

(1) 選定基準

標準的な選定基準は以下の項目により、標準的な指定管理者選定基準書[別表1]を基本とする。ただし、施設の特性に応じて特に必要な場合は、これらの項目を増減し、及び評価点を加減することができるものとする。

ア [公平性] 市民の平等な利用が確保されていること。

(ア) 設置目的が達成されるものであること。

(イ) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

イ [効果性] 施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること。

(ア) サービス向上を実現する具体的な提案(計画)はあるか。

(イ) 利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか。

ウ [効率性] 管理運営経費の縮減

(ア) 経費縮減のための具体的な方策があるか。

(イ) 適正な収支計画がなされているか。

エ [管理(運営)能力] 施設の安定した管理運営

(ア) 施設の運営に必要な専門知識を持っているか。

(イ) 事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか。

(ウ) 候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか。

- (エ) 個人情報の保護・管理に関する対策が十分か。
- (オ) 当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか。

オ [管理（維持）能力] 施設の適切な維持管理

- (ア) 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
- (イ) 施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか。

カ [特殊性] 施設の特殊性（必要に応じて）

- (ア) 地域の活性化に寄与するか。
- (イ) 市内の雇用の拡大に貢献するか。 等

(2) 評価点

採点は、5段階評価として、以下の評価に基づき各項目ごとに採点し、その合計点により決定する。

	5点満点	10点満点
特に優れているもの・・・A	(5点)	(10点)
やや優れているもの・・・B	(4点)	(8点)
標準的であるもの・・・C	(3点)	(6点)
やや劣っているもの・・・D	(2点)	(4点)
劣っているもの・・・E	(1点)	(2点)

(3) 決定

ア 指定管理者候補者及び次点者の決定

指定管理者候補者は、出席委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決する。1位が同数のときは、各委員の評価点の総合計が最も高い団体等を候補者とする。各委員の評価点の総合計も同点の場合は、選定委員会の委員長が決することとする。

なお、非公募による選定及び1団体しか応募がなかった場合においても、出席委員による採点を行った上で、応募団体等の資質、提案書類の内容等を総合的に判断し、候補者の適否を決定することとする。

1団体しか応募がなかった場合を除いては、原則、次点者を選定することとし、その選定方法を初回の選定委員会で決定する。指定管理者候補者の辞退等があった場合は、選定した次点者を指定管理者候補者とする。こととする。

イ 最低必要点数

選定委員会は、評価点の項目、総合計のいずれか又は両方に対して、最低必要点数を設けることとし、最低必要点数に満たない者は、指定管理者候補者及び次点者に選定されないこととする。なお、最低必要点数の設定は、初回の選定委員会で決定し、募集要項に記載することとする。

4 選定情報の公表

指定管理者候補者が議会の議決により指定管理者となった後に、次の事項について宝塚市情報公開条例第7条において定める非公開情報に該当する部分を除き、市のホーム

ページで公表する。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 施設の概要及び設置目的
- (3) 指定期間
- (4) 指定管理者として指定した団体等
- (5) 指定した団体等が提案した事業内容
- (6) 選定の理由
- (7) 選定を行った委員会名及び選定委員名
- (8) 指定した団体等及び他団体等の評価点

5 適用

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、平成 22 年 5 月 10 日から適用する。

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、平成 26 年 11 月 4 日から適用する。

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、平成 30 年 4 月 25 日から適用する。

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

本「宝塚市指定管理者選定要領」は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

[別表 1]

指定管理者選定基準書

評価項目	採点項目	標準	
		大項目 配点例	小項目 配点例
ア 公平性	市民の平等な利用が確保されていること	20	
	設置目的が達成されるものであること		10
	利用対象者の平等な利用を確保できるものであること		10
イ 効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	20	
	サービス向上を実現する具体的な提案（計画）はあるか		10
	利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか		10
ウ 効率性	管理運営経費の縮減	20	
	経費縮減のための具体的な方策があるか		10
	適正な収支計画がなされているか		10
エ 管理運営 能力	施設の安定した管理運営	25	
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか		5
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか		5
	候補者の経営状況（財務基盤）が安定しているか		5
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か		5
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか		5
オ 維持管理 能力	施設の適切な維持管理	15	
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか		10
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか		5
カ 特殊性	施設の特殊性（必要に応じて）		
	（各施設が特に審査しなければならない事項）		
	合 計	100	